

鳥取県から鳥取市へ移る主な業務と窓口・連絡先

本庁舎

駅南庁舎

さざんか会館

県東部庁舎

下水道庁舎

教育委員会

(注)市の窓口で行っているこれまでの業務は、引き続き担当します。

※新設する担当課・係の名称、窓口業務等の一部を変更する場合があります。

[駅南庁舎 1階]				
障がい福祉課	障がい者福祉係 ☎ 20-3474	・民生委員の指導監督、活動支援、定数決定	など	
[駅南庁舎 1階]				
生活福祉課	生活支援係 ☎ 20-3476	・生活保護受給者が利用する医療、介護機関の指定・指導 ・生活保護施設等の設置認可	など	
[駅南庁舎 地下1階]				
指導監査課	☎ 20-3846	・老人福祉施設(特別養護老人ホーム、軽費老人ホームなど)、児童福祉施設(保育所、認可外保育施設など)、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等の許認可、指定、指導監督	など	
[駅南庁舎 1階]				
こども家庭課	保育係 ☎ 20-3464	・認可保育所、幼保連携型認定こども園の設置認可 ・届出(認可外)保育施設の届出の受理	など	
	育成係 ☎ 20-3465	・母子・父子・寡婦福祉資金貸付		
[さざんか会館 2階(富安二丁目)]				
新設	総務企画課	☎ 22-5163	・保健所事務・事業の総括 ・保健所事務・事業に係る国・県及び関係機関などとの連絡調整など	
[さざんか会館 2階(富安二丁目)]				
新設	障がい者支援課	精神保健係 ☎ 22-5616	・心の健康、精神疾患、精神障がい者についての相談、支援 (依存症、ひきこもり、うつ、統合失調症など) ・死自対策	など
		障がい者支援係 ☎ 22-5647	・身体障害者手帳の認定・交付 ・療育手帳の交付 ・精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神)の認定・交付	など
[さざんか会館 2階(富安二丁目)]				
新設	鳥取市保健所	医薬係 ☎ 22-5691	・医事、薬事、毒物劇物、医師・看護師等免許、薬物乱用防止普及啓発、医療相談、献血推進 ・健康危機管理体制の整備、災害時医療救護等の調整 ・病院、診療所、薬局、医療機器販売業等の許可、届出の受理 ・施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうなど)・歯科技工所の届出の受理	など
	健康支援課	感染症・疾病対策係 ☎ 22-5694	・感染症の発生の届出、報告及びまん延防止対策 ・指定難病等の医療費助成、相談、難病患者の支援 ・エイズ等性感染症の検査・相談 ・肝炎治療特別促進事業	など
		健康長寿支援係 ☎ 22-5695	・小児慢性特定疾病医療費助成、相談 ・不妊検査、不妊治療費等の助成、相談 ・がん対策(ウイッグ等購入費の助成、がん検診推進パートナー企業の認定等) ・栄養士免許、特定給食施設の届出 ・歯科保健対策	など
[県東部庁舎 4階(立川町六丁目)]				
新設	生活安全課	食品衛生係 ☎ 20-3677、3678	・食品関係営業許可、ふぐ取り扱い営業認証、営業類似行為開設届出、 食品衛生普及啓発 ・食品表示に関すること ・調理師免許に関すること	など
		動物愛護係 ☎ 20-3675、3676	・飼い犬等の管理に関すること ・動物愛護及び管理に関すること	など
[県東部庁舎 4階(立川町六丁目)]				
新設	環境・循環推進課	産業廃棄物係 ☎ 20-3668、3669、3670	・産業廃棄物処理に関する業の許可、関係者への指導 ・PCB廃棄物の保管・処分の状況に関する届出受理、関係者への指導 ・使用済物品回収に関する業の届出、放置防止に関する指導 ・自動車リサイクルに関する業の許可、関係者への指導	など
		環境衛生係 ☎ 20-3671、3672	・理・美容所、旅館、クリーニング所、興行場などの生活衛生 関係の開設届出受理や業の許可、関係者への指導 ・建築物の衛生環境に係る届出受理や登録、関係者への指導 ・(東部4町分)大気に関する届出受理、関係者への指導 ・(東部4町分)水質、土壤等に関する届出受理、関係者への指導	など
[本庁舎 1階]				
生活衛生・環境	生活環境課	環境衛生係 ☎ 20-3216	・大気汚染防止法に基づく常時監視・報告	など
[下水道庁舎 1階(秋里)]				
	下水道経営課	庶務係 ☎ 20-3923	・浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の設置に係る届出	

鳥取県から鳥取市へ移る主な業務と窓口・連絡先

〔本庁舎 2階〕		
都市環境課	景観緑化係 ☎ 20-3271	・屋外広告業の登録・指導・監督
〔本庁舎 1階〕		
建築住宅課	住宅係 ☎ 20-3291	・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録
〔鳥取市教育センター（寺町）〕		
教育センター	研修企画係 ☎ 36-6060	・小中学校県費負担教職員の研修
〔第二庁舎 4階（上魚町）〕		
文化財課	保存整備係 ☎ 20-3367	・重要文化財の公開許可、埋蔵物の文化財認定など

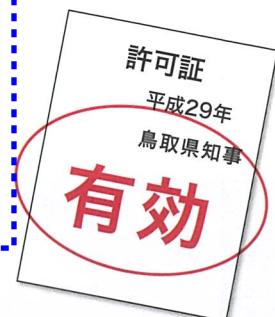
手続きなどご確認ください

★ 既に鳥取県から許可を受けている皆さまへ（保健所など）

鳥取県から鳥取市へ移譲される業務について、平成30年3月31日までに鳥取県知事（東部福祉保健事務所長、東部生活環境事務所長）の許可などを受けている場合は、鳥取市長（市保健所長）の許可などを得たものとみなされますので、**改めて許可などを受ける必要はありません。**

ただし、平成30年4月1日以降に、更新・変更などが必要な場合は、市の担当窓口で手続きを行ってください。

なお、現在、**小児慢性特定疾病の受給者証・結核の患者票**をお持ちの方については、平成30年4月1日付けの受給者証・患者票を**平成29年度中に鳥取市が発行します。**（受給者の方の手続きは必要ありません。）



★ 手数料の支払い方法が変わります

鳥取県の許認可などを得る場合の手数料の支払い方法は、鳥取県の収入証紙による納付でしたが、鳥取市（市保健所等）での手数料の支払いは、**現金での支払い（窓口での現金支払い、納入通知書による金融機関での支払い）**になります。

なお、業務によっては、引き続き県の収入証紙によって支払う場合もありますので、窓口でお尋ねください。



もう少し教えて！中核市



Q 鳥取市の人口は20万人を下回っていますが、それでも中核市になれるのですか？

A 鳥取市の人口は、現在20万人を下回っていますが、既に「特例市」（現在は「施行時特例市」と称します。）であったため、地方自治法に定められた特例措置により、平成32年3月末までであれば、その時点で20万人を下回っていても中核市へ移行できます。

中核市の指定を受けた後は、その指定を取り消されることはありません。



Q 中核市へ移行すると、市の名前や住所、電話番号（市外局番）などに変更はありませんか？

A 中核市へ移行しても、市の名前や住所、電話番号（市外局番）などは、変更ありません。

Q 中核市へ移行して、市の財政負担が増えませんか？

A 中核市になると、国から交付される地方交付税が増額されるほか、県から市へ権限移譲交付金が支給されます。

これらの歳入により、中核市としての市民サービスの維持・向上を図ります。

Q 中核市へ移行したら、市民や事業者の税金などの負担が増えませんか？

A 中核市への移行が原因となって、市民の税金や市民・事業者の負担が増えることはありません。

なお、「事業所税」は、人口30万人以上の市のうち政令で指定する市が行うものとされており（地方税法）、中核市への移行とは関係ありません。

